

令和5年新十津川町農業委員会

第32回(2月)会議録

招集月日	令和5年2月27日	14時00分	場 所	役場 大会議室
開閉日時	開 会	令和5年2月27日	14時07分	
	閉 会	令和5年2月27日	14時50分	
及宣言者	会 長	続 木 秀 則	会長代理	高 橋 了 裕

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	村 本 健	出	7	上 杉 秀 正	出	13	木 村 文 秋	出
2	新 井 隆 之	出	8	中 嶋 和 己	欠	14	坂 本 和 隆	出
3	小 林 勝	出	9	乗 松 良 行	出	15	千 石 洋 彰	出
4	川 村 登	出	10	阪 口 徳 幸	欠	16	高 橋 了 裕	出
5	稲 葉 敏	出	11	田 中 千 久	出	17	続 木 秀 則	出
6	坂 下 敏 浩	出	12	杉 本 初 美	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	小 松 敬 典		
事務局主幹	平 川 宏 之	事務局担当	穴 吹 理 絵

議案説明のために出席した者の職・氏名

日程	番号	内容
		開会宣告
		開議宣告
1		会期の決定
2		会議録署名委員の指名について
3		一般事務報告
4	議案第1号	賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
5	議案第2号	買入協議の要請について
6	議案第3号	農地の権利移動の許可申請について
7	議案第4号	農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
8		その他

開会宣告	議長	只今から第32回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、15名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第32回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第16番 高橋了裕 第1番 村本健 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和5年1月27日～令和5年2月27日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	続きますして、日程第4議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認 について 事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、 成立状況について確認をする。 令和5年2月27日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号1
		番号 1 字〇〇 地番全3筆、地目田、畑 民有地 合計面積6,157㎡ 令和5年1月16日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号2
		番号 2 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積612㎡ 令和5年1月16日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号3
		番号 3 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積10,649㎡ 令和5年2月10日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号4
		番号 4 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積23,662㎡ 令和5年2月10日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号5
		番号 5 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積2,139㎡ 令和5年2月10日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号6
		番号 6 字〇〇 地番全10筆、地目田 民有地 合計面積20,353.16㎡ 令和4年12月12日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号7
		番号 7 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積3,958㎡ 令和5年1月30日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号8
		番号 8 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積18,763㎡ 令和5年1月30日提出、合意解約通知 集積計画

日程第4 議案第1号	事務局	本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号9
		番号 9 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積28,114㎡
		令和5年2月7日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		以上、9件について説明を終わります。
		よろしくご審議のほどお願いします。
		議長
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。
委員	なし。	
日程第5 議案第2号	議長	異議なしと認め、議案第1号については提案のとおり確認しました。
		続きまして、日程第5議案第2号、買入協議の要請について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第2号 買入協議の要請について
		農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、別紙のとおり買入の申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、新十津川町に対し北海道農業公社へ買入協議を要請することについての決定を求める。
		令和5年2月27日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続木 秀 則
		番号 1 説明
		字〇〇 地番全5筆 地目田51,094㎡ 民有地 合計面積51,094㎡
		利用調整の経過については、買入希望者との売買時期の相違によるものです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。
	議長	番号1について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、村本委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの農地につきましては、売り主から賃貸契約の終期を迎えたため、売買に移行したいとの申し出がありました。
		町内にまわしたところ、元々賃貸借契約をしてました〇〇さんの申し込みがありましたので、決定しました。
		協議の結果、すぐに農地を迎えることができないとのことで、北海道農業公社への買入協議が必要と判断しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明が終わりました。
質疑ございませんか。		
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。	
	議案第2号については決定をしました。	

日程第6 議案第3号	議 長	続きますして、日程第6議案第3号、農地の権利移動の許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。 なお、番号1については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、私は退席させていただきます。
	代 理	町農業委員会総会規則により、会長に代わり議事進行を進めます。 それでは、事務局より説明願います。
	事務局	議案第3号 農地の権利移動の許可申請について 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について決定をする。 令和5年2月27日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則 番号 1 説明 図面番号1をご覧ください。 字〇〇 地番全5筆 地目田5,235㎡ 畑3,033㎡ 民有地 合計面積8,268㎡ 法律関係 贈与 こちらの農地につきましては、非農家であり農業を営むことができないため、所有地を贈与するというものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	代 理	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	代 理	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	代 理	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	代 理	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。 それでは、会長は席についてください。 会長、議事進行をお願いします。
	議 長	続きますして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 2 説明 図面番号2をご覧ください。 字〇〇 地番全11筆 地目田46,426㎡ その他678㎡ 民有地 合計面積47,104㎡ 法律関係 賃貸借 こちらの農地につきましては、規模縮小のため、賃貸借するというものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。

日程第6 議案第3号	議 長	質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
これから採決いたします。		
提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委 員	なし。	
日程第7 議案第4号	議 長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。
		議案第3号については決定をしました。
		続きまして、日程第7議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
		このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。
		令和5年2月27日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号 1 説明
		図面番号3をご覧ください。
		番号1 字〇〇 地番全10筆 地目田55,728㎡、畑1,860㎡ 民有地
		合計面積57,588㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号1について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、坂下委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、昨年11月に賃貸借契約が切れてから売買したいとの申し出がありました。
		地域にまわしたところ、手上げがなく、前耕作者の人にもあたりましたが手上げがなく、地域全域に拡大してまわしたところ〇〇さん1件の手上げがありました。
		単価につきましては、昨年の実績を参考にしていますが、暗渠が入っていないことを考慮しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	

日程第7 議案第4号	議 長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号2について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 2 説明
		図面番号4をご覧ください。
		番号2 字〇〇 地番全5筆 地目田51,094㎡ 民有地 合計面積51,094㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		農地保有合理化事業の案件であり、農業経営基盤強化促進法第7条の規定により
		同法第18条第3項の各要件を満たす必要はありません。
	議 長	番号2について、事務局から説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号2については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 3 説明
		図面番号5をご覧ください。
		番号3 字〇〇 地番全9筆 地目田44,818.70㎡ 民有地 合計面積44,818.70㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各
		要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号3について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、上杉委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、貸し主から以前は2件に分けて賃貸していたが、
		1件にまとめて賃貸したいとの申し出がありました。
		地域にまわしたところ、〇〇さん1件の申し込みがあり、決定しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。

日程第7 議案第4号	議 長	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	異議なしと認め、番号3については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。	
	事務局	番号 4 説明	図面番号6をご覧ください。 番号4 字〇〇 地番全10筆 地目田20,353.16㎡ 民有地 合計面積20,353.16㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		議 長	番号4について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、坂下委員より説明いたします。
		委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、貸し主から借り主の〇〇さんの足の調子が悪く、あと1年あるが解約したいと申し出がありました。 地域にまわしたところ、手上げがなく、拡大してまわす前にもう1度借り主であった〇〇さんに伺ったところ、もう少し頑張るとのことで決定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
		議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。	
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
		委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
		委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号4については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号5について事務局から説明申し上げます。	
	事務局	番号 5 説明	図面番号7をご覧ください。 番号5 字〇〇 地番全1筆 地目畑16,363㎡ 民有地 合計面積16,363㎡ こちらについては、賃貸借継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		議 長	番号5について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委 員	なし。
		議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員		なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。	

日程第7	議 長	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
議案第4号	委 員	なし。
日程第8 その他	議 長	異議なしと認め、番号5については、提案のとおり決定をします。
		議案第4号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第8、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
	議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。
		それでは、本日の第32回農業委員会総会を閉じさせていただきます。
		慎重なご審議ありがとうございました。